

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.15

最近の規制動向（2026 年 4 月～5 月初旬）

=====

<< index >>

1. 英国における SM&CR の見直し
 2. 銀行の再建計画のドライランに関する EBA の報告書
 3. 米国銀行当局におけるモデルリスク管理に関するガイダンスの改訂
 4. お問い合わせ先
- =====

1. 英国における SM&CR の見直し

英国財務省は 2026 年 4 月、法改正を通じたシニアマネージャーおよび認証レジーム（SM&CR）の改革に関する市中協議の結果を公表し、最終的な改革パッケージを明らかにした。英国政府は、2025 年 7 月に公表した「金融サービス成長・競争力戦略」において、SM&CR の抜本的な合理化を通じて金融機関の規制対応負担を 50%削減する方針を示しており、これを受けて英国財務省は 2025 年 7 月に、関連する法改正に関する市中協議を実施していた。

英国財務省は今後、市中協議の結果を踏まえ、2000 年金融サービス・市場法を改正する法案を提出する予定である。今回の法改正では、一次法で規定されていた SM&CR に関する一部の要件を撤廃し、規制当局である健全性規制機構（PRA）および金融行為規制機構（FCA）の規則へと移管することが想定されている。例えば、「認証制度」に関する法的規定の削除により、規制当局は自らの規則集を通じて、より柔軟な制度設計を行うことが可能になるとみられる。また、職責記述書に関する法的規定の撤廃や、行為規範に関する違反の

通知義務および必須研修の実施に関する法的要件の廃止なども盛り込まれる予定である。このほか、規制当局による事前承認を必要とする上級管理職の数を削減するために、規制当局に対して新たな権限を付与する方針も示された。

これと並行して、英国 PRA は政策文書（PS12/26）「SM&CR の見直し：フェーズ 1」を、FCA は政策文書（PS26/6）「SM&CR の見直し」をそれぞれ公表した。これらは、法改正を伴わずに実施可能な第 1 弾の改革に関する最終方針を示すものであり、金融機関のコンプライアンス負担の軽減を目的とした各種措置（いわゆる「12 週間ルール」の見直しなど）が盛り込まれた。なお、PRA および FCA は今後、英国財務省による法改正を踏まえ、第 2 弾の改革に関する市中協議を実施する予定である。

英国で事業展開する本邦金融機関にとっては、今回の第 1 弾の SM&CR の見直しが英国拠点におけるガバナンスおよびコンプライアンス態勢に与える影響を評価することが重要になると考えられる。また、第 2 弾の改革ではより抜本的な措置が検討される可能性もあることから、英国政府および規制当局による今後の動向を引き続き注視する必要があるだろう。

2. 銀行の再建計画のドライランに関する EBA の報告書

欧州銀行監督機構（EBA）は 2026 年 4 月、銀行の再建計画のドライランに関する報告書を公表した。本報告書は、16 の欧州銀行グループにおける再建計画のドライランの実施状況を比較分析し、再建計画のテストングに関する現在の実務動向やグッドプラクティスを整理したものである。

EBA は、ドライランに関する①ガバナンス、②演習の範囲、③実施・準備、④成果および得られた教訓に焦点を当てたテーマ別の分析を実施した。例えば、ガバナンスに関するグッドプラクティスとして、次回のドライラン演習の実施に関するスケジュールを取締役会で議論・承認することや、ドライランに関する複数年のロードマップを策定することが挙げられている。また、報告書では、ドライランが再建計画の実効性向上や危機対応態勢の高度化に有効である点も示されている。

本邦では、2024 年 4 月の監督指針の改正により、金融機関に対して、破綻処理準備態勢等に関するテストングの実施が求められている。その一方で、特に再建計画に関するテストングについては、具体的な実務事例

やベストプラクティスを包括的に整理した当局文書は限定的であった。今回の EBA の報告書は、本邦金融機関が再建計画のテストング態勢を高度化する上で、有用な参考資料になると考えられる。

3. 米国銀行当局におけるモデルリスク管理に関するガイダンスの改訂

米国の銀行当局（FRB・FDIC・OCC）は 2026 年 4 月、モデルリスク管理に関する改訂版のガイダンスを公表した。本ガイダンスは、効果的なモデルリスク管理に関する健全な原則を示したものである。今回の改訂に伴い、2011 年 4 月公表の「モデルリスク管理に関するガイダンス」など、従前の関連文書は廃止される。

同当局は、改訂版ガイダンスでは、モデルリスクに影響を与える要因や、効果的なモデル開発・利用の特徴、モデルの検証・モニタリング、ガバナンスおよび統制などについて整理するとともに、ベンダー等のサードパーティ商品に特有の論点についても取り上げていると説明している。さらに、本ガイダンスでは、総資産 300 億ドル超の銀行組織に対して特に関連性が高いとの考え方が示されている。なお、生成 AI およびエージェント型 AI のモデルについては、本ガイダンスの対象外とされている。

本邦では、2021 年 11 月に「モデルリスク管理に関する原則」、2024 年 12 月には「金融機関のモデルリスク管理の高度化に向けたプログレスレポート」が公表されている。今回の米国当局による改訂版ガイダンスは、本邦の金融機関に直接適用されるものではないものの、海外当局におけるモデルリスク管理の考え方や監督上の期待水準を把握する上で参考になると考えられる。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザー リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180 Fax: 03-6213-1085

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.